

## 工事下請負契約約款

(建築工事)  
（以下「甲」東亜建設株式会社）

(発注者)

第1条 元請負人又はその一般代理店株式会社(以下「甲」といふ。)と、下請負人(以下「乙」といふ。)とが、元請負工事と依頼した。注文書に定める(以下「設計図書」といふ。)に關し、注文書、注文請書に定めるものを、この工事下請負契約約款(以下「約款」といふ。))に基づき、図面、仕書等の他の図書(これを「設計図書」といふ。以下同じ。)に従い各々対等の立場にて互に誠実に契約を履行する。

(適用範囲)

第2条 甲は乙と、乙が施工する個別工事の契約(以下「個別契約」といふ。))について、注文書、注文請書及び設計図書に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。(以下簡便のため)第3条 個別契約は、甲乙の見積書を審査の上、注文書を発給し、乙がこれを受け受けて甲に注文請書を提出したときと成立する。

(工事費)

第4条 乙は、甲の発注があったときは、設計図書に基づき工事計画書及び工程表及び第9条も踏まえ、本条を基として作成し、個別契約成立後速やかに甲に提出する。(以下簡便のため)第5条 甲は、元請負工事を完成するため、この工事と地上に建設する工事(以下「関連工事」といふ。))との調整を図り、乙はその指示に従う。

第6条 乙は、元請負工事と緊密に連絡し、協働を図り、元請負工事の円滑な完成に協力する。(以下簡便のため)第7条 甲は、乙に対し、建設法、その施設、労働者、資機材等に関する法令及びこれらに基き監督官公庁の行政指導を受取る。

第8条 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらに基き監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、乙はこれに従う。

(契約の履行)

第9条 乙は、個別工事に従って注意書及び甲の企業規程並びに地上に施工の技術に自らに關する情報知識又は作業上の経験の一切を、個別契約成立後且とも甲の業務に提供せしめるとも他に關与することはない。乙は、その被用者(作業員を含む。以下同じ。)及び乙の下請負人は乙の使用人についてもこれらの特許を保持せざるものとす。

(特許権)

第10条 乙は、第三者の特許その他の権利の対象となつてゐる施工方法、工率材料、機械器具などを施工に使用するとは、その使用に關する一切の責任を負ふ。ただし、甲の指示によつて使用するもので、乙のその存在を知らずに行つたものについては乙の責任がない。

第11条 乙は、契約の履行に際し知り得た施工方法など、又は甲と共同で開発した施工方法などについて、甲の書面より同意を得ないで、又は特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者を以て申請せぬ。

(安否・健康維持)

第12条 乙は、施工に際し作業員として工率従事者の事故災害の防止に全力を期す。又作業場であつて確保し及び必要となる命を守るものとす。

第13条 乙は、事故災害の防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業員を立派にし、かつ責任制を明確にする。

第14条 乙は、その被用者としての下請負人(三次下請、三次下請・以下同)の被用者に対する業務上の監督義務及び、労働基準法第87条第2項に定める使用者としての補償行為の責を負ふ。

第15条 労働安全衛生法第70条(以下「労務保護」といふ。))の取扱については、注文書、注文請書において改めて取りよめるものを定めるものとす。

第16条 甲が労務保護に定める不正業務、故意又は重大な過失による事故などにかかわる徴収金の責を負担する場合は、乙がこれを負担する。

第17条 労働者の権利の確保等に関する法律第3条第2項の規定により、労務保護決定による補償を行うこととなる場合には、乙は乙がこれを負担する。

第18条 甲が労務互助会制度に加入し、当該工率の注文書に對し、規定の率により拠出金を出したとき、乙は、甲の請求があるときは、甲にその事業経費の内容などについて報告をしなければならない。

(委託業務)

第19条 甲は、地上工事の一部の細部、作業方法などを定めるに當つて、あらかじめその意見を聴取する。(以下簡便のため)第20条 この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、期間として、書面により行う。

第21条 甲は、乙は、この契約及び個別契約より生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承認せざることとする。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第22条 甲又は乙は、工率目的物又は工率現場へ搬入した工率材料及び資機材を含む、以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は当該物その他の利益の目的に供しない。但し、相手方の書面に係る承諾を得た場合は、この限りでない。

第23条 甲は、一括して個別工率の全部又は大部分を第三者に委任し又は請負せねばならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(関係工事)

第24条 乙は、甲に対し次の各号に掲げる事項を適確かつ時時通知する。

(1) 建設業の許可種別及び作業員  
(2) 雇用人管理責任者  
(3) 工事現場において使用する作業員に対する資金支払の方法  
(4) 金の請求  
(5) 金の請求の滞り  
(6) 乙が甲に対して個別工率に関し乙の各号に掲げる事項を注請書提出後遅滞なく書面をもって通知する。

(7) 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名  
(8) 安全管理者の氏名  
(9) その他施工に法律で定めることを義務づけられたり有資格者などの氏名  
(10) その他甲が工事の進捗を確保するために必要と指示する事項

第25条 甲は乙に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(再請負人の関係事項)

第26条 乙が個別工率の一部又は一部を第三者に委任し又は請負いた場合は、乙は、甲に対して、その委託の受取後に甲が乙が受取られたり行なつたことを行つたときは、次のすべての契約を含む。)とし、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

(1) 委任者又は請負人の氏名及び住所(併せてその住所を名付ける場合は別居する営業所(所有地)  
(2) 建設業の許可種別及び番号  
(3) 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名

(4) 雇用人管理責任者及び安全管理者の氏名  
(5) その他施工に法律で定めることを義務づけられたり有資格者などの氏名  
(6) 工事の種類及び内容  
(7) 工期  
(8) 委任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する資金支払の方法

第27条 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(作業現場又は委託責任)(以下簡便のため)第28条 甲は、自己に代つて工事現場を統括し、乙を指揮監督すると共に関連工事との調整を図つて元請負工事を円滑に完成するための作業所長又は作業所主任。若しくは工事担当者(以下「作業所長」といふ。))を置くときは、その氏名を乙に通知する。

第29条 乙は、この約款に基づく指示、検査、立会、承認などを求めたときは、作業所長は速やかにこれに答へる。

第30条 作業所長は、この約款に基づき検査、立会などのため、現場監督者を置くときは、その氏名及び権限を乙に通知する。(現場代理人及び主任技術者)  
第31条 現場代理人は、乙が代つて工事現場を統括し、その責任を負う。ただし、工事現場の統括、安否衛生、突防護又は突防護のない工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。

第32条 主任技術者はその職務上の管理をつかさどる。

第33条 現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。(工事関係者に関する措置事項)  
第34条 甲は、現場代理人、主任技術者、その他が施工のために使用する下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

第35条 乙は、工事現場へ搬入した工率材料又は設備の日常及び定期的な点検整備を行い、その記録を甲に提出する。

(立会)  
第36条 甲は、地上又は甲が甲の工事の他施工現場外から見ることのできる工事現場を巡るときは、作業所長の立会を求め得る。

(支給材料及び貸付)  
第37条 甲の支給材料及び貸付品は、必要に応じて乙の立会の上あらかじめ検査又は点検に合格したものとす。

したときは、これに従ふ。ただし、その不適当が作業所長の指示によるならば甲の責に帰すべき理由によるときは、是旨に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

(条件付工事)  
第38条 乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当事実を発生したときは、直ちにその旨を作業所長に通知し、その理由を説明する。  
(1) 設計図書と本契約約款が一致しないとき  
(2) 設計図書に定める事項が図面に一致しないとき(図面と仕書書が一致しないこと及び設計図書の誤謬又は錯誤があることを含む。)

(3) 工事現場の状態、気象等の状態、地上の明暗等設計図面に示されて自然又は人為的な施工の設計と相違すること  
(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできる特別な状態が生じたこと

第39条 作業所長は、前項の請求を受けたときは、直ちに前号各号に掲げる事実を発生したときは、直ちに措置を行い、乙に対してのべき措置を指示する。

第40条 第1項各号に掲げる事実が甲乙間に発生した場合は、乙は、甲乙協議して請求代金を支払う。この場合において、工期又は請求代金額の変更については、甲乙協議して定める。

(工事の遅延)  
第41条 甲は、乙に対し、必要があると認めるときは、書面をもって、工率内容を変更し又は工事の全部若しくは一部を施工一時停止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、一部を施工して工期又は請求代金額を変更する。

(乙の請求による工期の変更)  
第42条 乙は、天候の不利益その他の理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲乙協議して、遅延その他の理由を明示した書面をもって工期の延長を要求することができる。

第43条 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請求代金を支払う。この場合において、工期又は請求代金額の変更については、甲乙協議して定める。

(資金支払)  
第44条 甲は、発注者との間につき個別契約において、当該個別工事を元請負工率の一部分として、資金又は設備の供給を由として請求代金額の変更をされたときは、甲乙協議して請求代金額を変更することとなる。

(賠償)  
第45条 甲は、災害の防止のため必要であると認められるときは、甲乙協議して電機防護措置をとる。

第46条 乙は、乙が負傷の規定により臨時の措置をとつた場合は、その措置を受けた費用のうち、請求代金額を超過するに足りる超過部分については、甲乙協議して定める。

(被用者)  
第47条 甲は、乙の指示による労働者に、工率目的物又は工率現場に生じた損害その他に關して生じた乙の責任に該当事実により別定された損害を除く。乙は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責任に該当事実により別定されたものについては、乙がこれを負担する。

第48条 乙が各号に掲げる損害のうちいずれか該当したときは、甲は、甲が「業務上支障」とし、故意又は過失にかかわるもの。甲乙協議して賠償を請求する。

(1) 前項各号の内、乙が無断の上必要と判断を発生させたとき  
(2) 前項各号の内、乙が乙の行為を行つたことにより発生した損害を不正に取得したとき  
(3) 前項各号の内、乙が乙の行為を行つたことにより発生した損害を不正に取得したとき

第49条 乙は、故意又は重大な過失により鉄道の列車等の乗車、持帰品を発生させたときは、甲は、甲乙協議して賠償を請求する。ただし、乙が乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

(乙の責任)  
第50条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第51条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第52条 甲は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第53条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第54条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第55条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第56条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第57条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第58条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第59条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第60条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第61条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第62条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第63条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第64条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第65条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第66条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第67条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第68条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第69条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第70条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第71条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第72条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第73条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第74条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第75条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第76条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第77条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第78条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第79条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第80条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第81条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第82条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第83条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第84条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第85条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第86条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第87条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第88条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第89条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第90条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第91条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第92条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第93条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第94条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第95条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第96条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第97条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第98条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第99条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第100条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第101条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第102条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第103条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第104条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第105条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

第106条 乙は、乙の責任に該当事実により、乙の行為を行つたことにより発生した損害を除く。

(令和2年4月1日改訂)